

# 社会福祉法人筑西市社会福祉協議会 地域包括支援センター運営規程

平成27年4月1日  
筑西社協規程第40号

## (目的)

第1条 社会福祉法人筑西市社会福祉協議会が開設する地域包括支援センター（以下「センター」という。）が行う地域包括支援事業（以下「事業」という。）の適切な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、センターの専門職が適切な地域包括ケアを提供することを目的とする。

## (運営の方針)

- 第2条 センターは、高齢者の心身の状況や、その置かれている環境等に応じて、高齢者の選択に基づき、高齢者の自立に向けて設定された目標を達成するために、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが当該目標を踏まえ、多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう配慮する。
- センターは、筑西市、在宅介護支援センター、指定居宅介護支援事業者、住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域におけるさまざまな取組を行う者等との連携に努め、地域や関係機関等とのネットワークを構築し、地域住民の様々なニーズに応えることの出来る高齢者福祉の地域における拠点となるよう努める。
  - 事業の実施にあたっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って提供される指定介護予防サービスが特定の種類又は、特定の介護予防サービス事業者に不当に偏ることのないよう公正中立に行う。
  - 事業の実施にあたっては、高齢者のニーズや状態の変化に応じて必要なサービスが切れ目なく提供される「包括的かつ継続的なサービス体制」を確立するよう努める。

## (センターの名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 名称 社会福祉法人筑西市社会福祉協議会  
地域包括支援センターまごころ
- 所在地 (明野窓口) 茨城県筑西市新井新田4-1-2  
(関城窓口) 茨城県筑西市藤ヶ谷7-3-4  
(協和窓口) 茨城県筑西市久地楽2-3-7

## (職員の職種、員数、及び職務内容)

第4条 センターに勤務する専門職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- 管理者（センター長） 1名
- 保健師又は地域ケア、地域保健等に関する経験のある保健師助産師看護師法

(昭和23年法律第203号)第5条に規定する看護師。(同法第6条に規定する准看護師を除く) 2名

- (3) 社会福祉士又は福祉事務所の現業員等の業務経験が5年以上又は介護支援専門員の業務経験が3年以上あり、かつ、高齢者の保健福祉に関する相談援助業務に3年以上従事した経験を有する者。 2名
- (4) 主任介護支援専門員又は厚生労働省が定めるケアマネジメントリーダー研修を修了し、介護支援専門員としての実務経験を有し、かつ、介護支援専門員の相談対応や地域の介護支援専門員への支援等に関する知識及び能力を有している者。 2名
- (5) その他の職員 若干名

2 管理者(センター長)は職員の管理並びに指定介護予防支援の利用の申込に係る調整、業務の実施状況の把握等を一元的に行う。また、上記(2)~(4)のいずれかの職員と兼務することができる。

- (1) 上記(2)~(4)の職員は事業の提供に必要な業務を行う。
- (2) その他の職員は必要な事務及び業務を行う。

(業務内容)

第5条 センターは筑西市地域包括支援センター運営事業業務委託仕様書に基づき、次の各号に掲げる事業を行うものとする。

- (1) 総合相談支援業務
- (2) 権利擁護業務
- (3) 包括的・継続的ケアマネジメント業務
- (4) 在宅医療・介護連携推進事業の推進
- (5) 生活支援体制整備事業の推進
- (6) 認知症総合支援事業の推進
- (7) 地域ケア会議の開催
- (8) 指定介護予防支援業務
- (9) 介護予防ケアマネジメント業務
- (10) その他、目的を達成するために必要な事業については、筑西市と協議の上実施するものとする。なお、制度等が改正された場合は最新のものを優先する。

(営業日及び営業時間)

第6条 センターの営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日は、月曜日から金曜日までとする。ただし、国民の祝日及び国民の休日並びに12月29日から1月3日までを除く。
- (2) 営業時間は、午前8時30分から午後5時15分までとする。

(関係者との連携)

第7条 センターの設置者は、前条に規定する業務を効率的かつ効果的に行うため、介護サービス事業者、医療機関、民生委員、高齢者の日常生活の支援に関する活動に携わるボランティアその他の関係者との連携に努めなければならない。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、筑西市内の関城地区、明野地区、協和地区とする。

(事業の委託)

第9条 センターは、第5条、(8)の指定介護予防支援業務を行うにあたって、介護予防サービス計画書の作成・変更、経過観察、再評価、記録の作成・保管等の業務を他の指定居宅介護支援事業者に委託することができるものとする。

(指定介護予防支援の利用料)

第10条 指定介護予防支援を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定介護予防支援が法定代理受領サービスであるときは、利用者からの利用料の支払は受けないものとする。

(秘密の保持)

第11条 センターは、業務上知り得た高齢者及びその家族等に関する個人情報並びに秘密事項については、正当な理由がある場合並びに別に定める文書(個人情報提供同意書)により同意がある場合に限り、関係機関に開示するものとする。

2 個人情報保護については、管理者(センター長)を責任者とする。

3 センターは、担当職員であった者に業務上知り得た高齢者又はその家族等の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、雇用契約の内容とする。

(苦情処理)

第12条 自ら提供した指定介護予防支援業務又は介護予防サービス計画に位置付けた指定介護予防サービス等に対する利用者及びその家族等からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、責任者を置き、解決に向けて調査を実施し改善の措置を講ずるとともに利用者及び家族等に説明するものとする。

2 苦情処理については、管理者(センター長)を責任者とする。

(事故発生時の対応)

第13条 センターは、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに筑西市、利用者の家族等に連絡を行うとともに必要な措置を講ずる。

2 センターは、サービスの提供に伴って、センターの責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行う。

3 センターは、前項の損害賠償のために損害賠償責任保険に加入する。

(虐待防止に関する事項)

第14条 センターは、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

(1) 虐待防止のための対策を検討する委員会(ICTを活用して行うことができるものとする。)を定期的開催するとともに、その結果について職員に周知

徹底を図る。

- (2) 虐待防止のための指針を整備する。
- (3) 職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

(業務継続計画の策定に関する事項)

第15条 センターは、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定介護予防支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 センターは、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
- 3 センターは、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(感染症の予防及びまん延の防止に関する事項)

第16条 センターは、センターにおいて感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号における措置を講ずるものとする。

- (1) センターにおける感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（ICTを活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図る。
- (2) センターにおける感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
- (3) センターにおいて、職員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(その他運営に関する重要事項)

第17条 センターは、担当職員の質的向上を図るための研修の機会を設ける。また、業務体制を整備する。

- 2 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、筑西市と社会福祉法人筑西市社会福祉協議会との協議に基づいて定めるものとする。

(委任)

第18条 この規程の施行に関し必要な事項は、細則で定める。

附 則 この規程は平成27年4月1日から施行する。

附 則 この規程は令和3年4月1日から施行する。

附 則 この規程は令和6年4月1日から施行する。